

設楽町障害者医療費支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

設楽町長 土屋 浩

設楽町条例第26号

設楽町障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

設楽町障害者医療費支給条例（平成17年設楽町条例第131号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であつて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する者
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第52条第1項の規定による支給認定(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係る支給認定に限る。)を受けている者

第5条の見出し中「(支給の範囲)」を「(医療費の支給)」に改め、同条第1項を次のように改める。

町長は、受給者証の交付を受けた者又は第2条第6号に該当する者(以下「受給者」という。)の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合(付加給付にあつては、当該給付が行われる場合を含む。)において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付

が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則の定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額(以下「医療保険自己負担額」という。)を限度として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を医療費として支給する。

- (1) 第2条第1号から第5号までに該当する者が医療を受けた場合 医療費助成相当額
- (2) 第2条第6号に該当する者が精神病床に入院して医療を受けた場合 医療費助成相当額の2分の1の額
- (3) 第2条第6号に該当する者が精神通院医療を受けた場合 医療費助成相当額

第6条第1項中「受給資格者」の前に「この条例による医療費の支給を受けようとする」を加え、「障害者」を削る。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、受給者証の交付を受けた者の申請により、その者に対し、医療費を支給することができる。

第7条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 町長は、第2条第6号に該当する者の申請により、医療費としてその者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関等に支払った費用のうち第5条第1項第2号の規定により算定された額を、その者に支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(設楽町精神障害者医療費の支給に関する条例の廃止)

- 2 設楽町精神障害者医療費の支給に関する条例(平成20年設楽町条例第3号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の設楽町障害者医療費の支給に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の設楽町障害者医療費の支給に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 施行日前に、附則第3項の規定による廃止前の設楽町精神障害者医療費の支給に関する条例(以下「廃止前の条例」という。)の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 前2項に定めるもののほか、改正前の条例第6条第1項及び廃止前の条例第7条第1項の規定により交付された障害者医療費受給者証及び精神障害者医療費受給者証については、これらの有効期間に限り、改正後の条例第6条第1項に規定する医療費受給者証とみなし、その効力を有するものとする。
- 6 附則第4項の規定にかかわらず、廃止前の条例第3条及び第4条の規定による受給資格者が施行日前に医療機関等で受けた医療に関する医療費として支給する額については、なお廃止前の条例の例による。

設楽町障害者医療費支給条例（平成17年設楽町条例第131号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者で規則に定める要件を満たした者をいう。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であつて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する者</u></p> <p><u>(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第52条第1項の規定による支給認定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係る支給認定に限る。）を受けている者</u></p> <p><u>(医療費の支給)</u></p> <p>第5条 町長は、<u>受給者証の交付を受けた者又は第2条第6号に該当する者（以下「受給者」という。）の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合（付加給付にあつては、当該給付が行われる場合を含む。）において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則の定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額（以下「医療保険自己負担額」という。）を限度として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を医療費と</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者で規則に定める要件を満たした者をいう。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(支給の範囲)</u></p> <p>第5条 町長は、<u>次条の規定により障害者医療費受給者証の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が医療に要する費用の額に満たないときは、規則の定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額（以下「医療保険自己負担額」という。）を医療費として支給する。</u></p>

して支給する。

(1) 第2条第1号から第5号までに該当する者が医療を受けた場合 医療費助成相当額

(2) 第2条第6号に該当する者が精神病床に入院して医療を受けた場合 医療費助成相当額の2分の1の額

(3) 第2条第6号に該当する者が精神通院医療を受けた場合 医療費助成相当額

2 (略)

(受給者証)

第6条 この条例による医療費の支給を受けようとする受給資格者は、あらかじめ町長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する_____医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。

2 (略)

(支給の方法)

第7条 町長は、受給者が医療機関等で医療を受けた場合には、医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、受給者証の交付を受けた者の申請により、その者に対し、医療費を支給することができる。

2 町長は、第2条第6号に該当する者の申請により、医療費としてその者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関等に支払った費用のうち第5条第1項第2号の規定により算定された額を、その者に支給する。

3 (略)

2 (略)

(受給者証)

第6条 _____
_____受給資格者は、あらかじめ町長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する障害者医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。

2 (略)

(支給の方法)

第7条 町長は、受給者が医療機関等で医療を受けた場合には、医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。_____

2 (略)